

電気料金の経過措置の撤廃を想定した 検討課題について

2017年10月24日 資源エネルギー庁

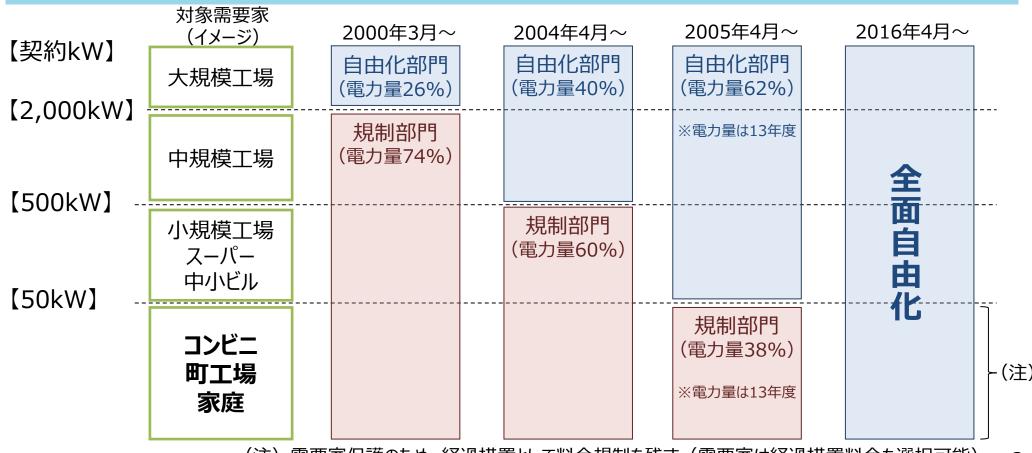
背景・問題意識

- 昨年4月の電力小売の全面自由化に際しては、「規制なき独占」に陥ることを防ぐため、 低圧需要家向けの小売規制料金について経過措置を講じ、2020年3月末までは、全 国すべての地域において、従来と同様の規制料金(経過措置料金)が存続することとなっ ている。
- 本経過措置は、2020年3月末をもって撤廃され、同年4月以降は、「電気の使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定する」供給区域のみ、経過措置料金が存続することとなる。
- 経済産業大臣による指定は、2020年までに行われることとなるが、現行の規制料金に組み込まれた三段階料金及び燃料費調整等の制度の在り方や、今もなお極めて多数の家庭が契約している経過措置料金を撤廃する場合の実務的な課題等については、あらかじめ検討しておく必要がある。
- このため、本日は、電気料金の経過措置の撤廃を想定した検討課題や検討スケジュール等について、幅広く御議論いただくと共に、個別の検討課題の1つとして、燃料費調整制度の現状と課題について、御議論いただく。
- なお、本日の御議論は、具体的にどのような形で経過措置料金を撤廃するかを予断をするものではない。

1. 電気の経過措置料金について

小売全面自由化(2016年4月~)

- 2000年以降、特別高圧から段階的に電力の小売が自由化されており、昨年4月には家庭分野を含む低圧が全面自由化。現在、各家庭は自由に供給者を選択できるようになっている。
- 他方、全面自由化後の経過的な措置として、需要家保護のため、2020年3月末までの間、低圧向けの規制料金が維持されている。



(注) 需要家保護のため、経過措置として料金規制を残す (需要家は経過措置料金も選択可能)

(参考)電気事業法の規定

2016年4月~2020年3月末

改正電気事業法附則(抜粋)

(みなし小売電気事業者の供給義務等)

第十六条 みなし小売電気事業者は、当分の間、正当な理由がなければ、当該みなし小売電気事業者に係る旧電気事業法第六条第二項第三号の供給区域(中略)における一般の需要(中略)であって次に掲げるもの以外のもの(次条第二項において「特定需要」という。)に応ずる電気の供給を保障するための電気の供給(以下「特定小売供給」という。)を拒んではならない。

- 一 当該みなし小売電気事業者から次に掲げる料金その他の供給条件により小売供給を受けているもの
 - イ 当該みなし小売電気事業者と交渉により合意した料金その他の供給条件
 - □ この法律の施行の際現に旧電気事業法第十九条第十二項の規定により届出がされている選択約款で設定された料金その他の供給条件に相当する料金その他の供給条件
- 八 この法律の施行の際現に旧電気事業法第二十一条第一項ただし書の認可を受けている料金その他の供給条件(附則第十九条及び第二十条第七項において「旧認可供給条件」という。)であって附則第十九条の承認を受けていないものに相当する料金その他の供給条件
- 二 当該みなし小売電気事業者以外の者から小売供給を受けているもの

2020年4月~

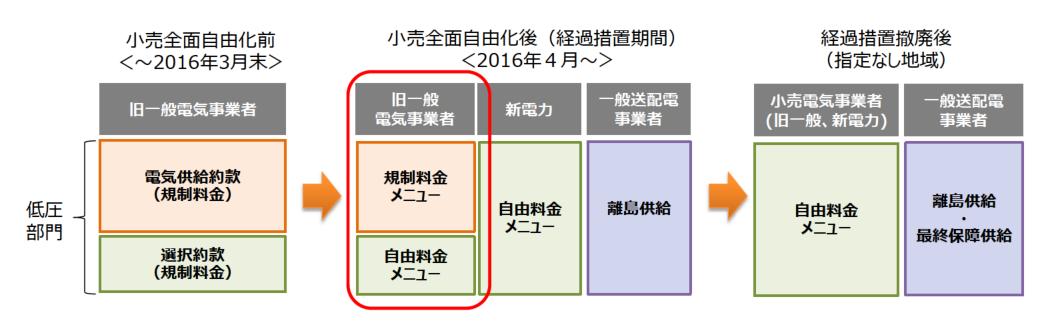
改正電気事業法附則(抜粋)

(みなし小売電気事業者の供給義務等)

- 第十六条 みなし小売電気事業者は、<u>当分の間、正当な理由がなければ、(中略)当該供給区域内の電気の使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するもの(以下「指定旧供給区域」という。)における一般の需要(中略)であって次に掲げるもの以外のもの(次条第二項において「特定需要」という。)に応ずる電気の供給を保障するための電気の供給(以下「特定小売供給」という。)を拒んではならない。 (中略)</u>
- 2 経済産業大臣は、指定旧供給区域について前項に規定する指定の事由がなくなったと認めるときは、当該指定旧供給区域について同項の規定による指定を解除するものとする。

経過措置の概要

- 従前、家庭などの低圧需要家向けに独占的に電気を供給してきた大手電力(旧一般電気事業者)は、現在、低圧需要家向けに、自由料金メニューと、従前と同様の規制料金メニューを提供している。
- 2020年3月末をもって経過措置料金が撤廃されると、経済産業大臣の指定を受けなかった地域の大手電力は、自由料金メニューのみを提供することとなり、当該地域における低圧需要の最終保障供給は、地域の一般送配電事業者が担うこととなる。



(参考) 経過措置料金のメニュー (東京電力管内の例)

	ま πぐわざぎ ロロ	NA PRO PROPERTY					料金体系		
	契約種別	適用範囲	基本	本料金	ā a		電力量料金	契約口数	契約kW数
電灯需要	一般的な 供給条件 (従量電灯B)		842.40円 (30Aの場合)		電力量 (kWh) に 応じて		19.52円~30.02円/kWh	18,318,519件	-
	定額電灯	電灯又は小型機器を使用する需要で、その総容量が400VA以下	54.00円 /契約		電灯料金	契約負荷設備 (W) に応じて	97.75円~540.12円/灯 (100Wをこえる場合は100W ごとに+540.12円)	473,940件	-
					小型 機器 料金	容量 (VA) に 応じて	234.82円〜380.01円/機器 (100VAをこえる場合は100VAご とに+380.01円)		
	臨時電灯 (臨時電灯B)	電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1 年未満の需要で、契約電流が40A以上かつ60A以 下のもの	308.88円 /10A				33.01円/kWh	57,286件	-
	公衆街路灯 (公衆街路灯 A)	公衆のために,一般道路,橋,公園等に照明用 として設置された電灯等を使用する需要で,その総 容量が1 kVA未満	48.60円		電灯料金	契約負荷設備 (W) に応じて	88.46円~495.84円/灯 (100Wをこえる場合は100W ごとに+495.84円)	3,914,464件	
				46.00円	小型 機器 料金	容量 (VA) に 応じて	214.30円〜343.29円/機器 (100VAをこえる場合は100VAご とに+343.29円)	3,514,40417	
電力需要	低圧電力	動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するもの。 ①契約電力が原則として50kW未満 ②1需要場所において従量電灯とあわせて契約する 場合は、契約容量1kVA=1kWとみなしたうえで、 契約容量と契約電力 の合計が50kW未満	1,101.60円 /kW		夏季		17.06円/kWh	1,315,367件	8,834,393kW
					その他		15.51円/kWh		
	臨時電力	動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、 契約電力が原則50kW未満であるもの	定額制 供給	186.15円 /kW日				4 220 /4	404 004111
			従量制 供給	1321.92 円	夏季		20.45円/kWh	4,320件	101,891kW
				/kW	その他		18.60円/kWh		
	農事用電力	農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で,契約電力が原則として50kW未満	432.00円/kW		夏季		12.89円/kWh	71,594件	439,107kW
	.5.7.5.675				その他		11.72円/kWh		

(参考) 経過措置撤廃にかかるこれまでの議論 (撤廃要件)

第2回制度設計WG (2013.9)資料3-1 抜粋

経過措置の撤廃要件

○経過措置の撤廃要件については、例えば以下のような要素を勘案しつつ、小売電気事業者間の競争が 実際に進展しているか否かを慎重に見極め、総合的に判断することが適当ではないか。また、以下の 他に、判断の材料(メルクマール)となるものとしては、どのようなものがあるか。

小売料金の全面自由化(経過措置の撤廃)については、原則平成30(2018)年から平成32(2020)年の間に実施すること としているが、例えば

- (1) 電力総需要量に占める旧・一般電気事業者以外の小売電気事業者が供給を行っている需要量の比率
- (2) 旧・一般電気事業者の供給区域内における、他の旧・一般電気事業者の参入状況
- (3) 自由料金(旧・一般電気事業者が経過措置約款(仮称)に基づき供給する際の料金以外)で電気の供給を受けている低圧需要の比率
- ※(1)~(3)については、旧・一般電気事業者がその子会社や提携する新電力を通じてエリア(旧・一般電気事業者の供給区域)内の需要家に電気の供給を行っている場合には、電源の調達先や料金メニューの差別化等の実態を踏まえた上でこれらを評価するべき。
- (4) スマートメーターの普及状況(設置数の需要家全体に占める割合等)
- (5) 小売全面自由化後の電気料金の推移や、需要家の小売全面自由化に対する認知度評価、卸電力取引所の活用状況等その他判断の参考となる基礎的なデータ

などを総合的に勘案し、競争の進展状況を確認した上で、経過措置の徹廃が需要家の利益を侵害しないと判断できる場合において、これを撤廃するものとしてはどうか。

【参考】電力システム改革専門委員会報告書(抄)

- I. 小売全面自由化とそのために必要な制度改革
- 2. 小売料金の自由化
- (2) 経過措置期間における料金規制

需要家保護という観点からは、送配電部門の更なる中立化策等の各種制度が整備され、卸電力市場の活性化等の競争環境が整い、競争が実際に進展するまでは経過措置が維持される必要がある。したがって、<mark>経過措置の解除(一般電気事業者の小売料金規制の撤廃)に当たっては、スマートメーターの導入や各種制度の整備、競争状況のレビューを行い、競争の進展を確認することが必要である。</mark>

ı

2

経過措置料金に由来する制度① 三段階料金

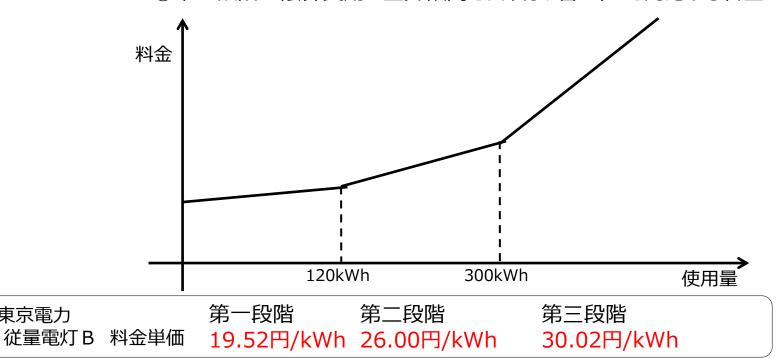
- 三段階料金制度は、石油危機後の1974年、高福祉社会の実現や省エネルギーの推進と いう経済社会の基本的要請に、総括原価主義の枠内で対応を図るという観点から導入。 使用量の多寡に応じ、三段階の料金単価が設定されている。
- 現行の経過措置料金も三段階料金制度となっており、当時の整理に基づき、特に第一段 階の料金単価は比較的低廉なものとなっている。

①第一段階:ナショナルミニマムに基づく低廉な料金 ※三段階料金

(例) 東京電力

②第二段階:ほぼ平均費用に対する料金

③第三段階:限界費用の上昇傾向を反映し、省エネにも対応する料金



8

(参考) 三段階料金に関する審議会報告

電気事業審議会料金制度部会 中間報告(1974年) 抜粋

【現状と問題点】

現行の電気料金制度においては(略)一般的には、電力量(キロワットアワー)料金単価は、使用電力量に関係なく一定料金率とされている。

しかしながら、電気の生活必需的性格及び高福祉社会の実現の見地からも、<u>生活必需的部分については、ナショナルミニマム的理念を導入</u>し、(略)<u>生活必需的部分をこえる電気の使用については、料金制度にてい増制を導入することにより、価格機構を通じて省エネルギー化を図ることが適当であるという考え方もある。</u>(略)

【結論】

電灯料金については、次のような内容の三段階料金制度を採用することとする。

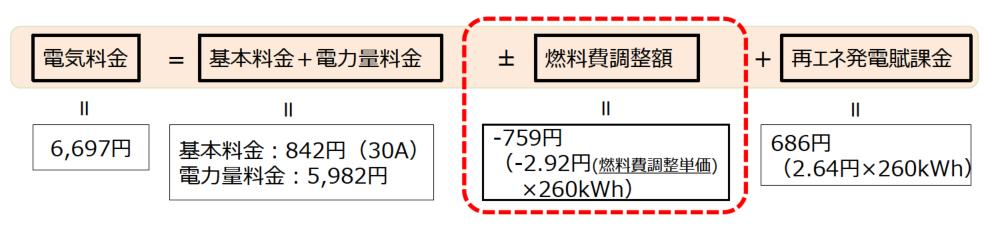
- (イ) 生活必需的な消費量に相当する第一段階の部分については、ナショナルミニマムの考え方を適用することとし、 適用対象範囲については、全国一律にするとともに、料金については、比較的低廉で、且つ、各社間の地域 格差をできる限り縮める方向で考えるものとする。
- (ロ) 第二段階の消費量については、ほぼ平均費用に基づく料金とする。
- (ハ) 第三段階の消費量については、限界費用の上昇傾向を反映した料金とする。
- (二) 第二段階と第三段階の区分は、地域別の事情を考慮して決定する。

経過措置料金に由来する制度② 燃料費調整

- 燃料費調整制度は、事業者の効率化努力の及ばない燃料価格や為替レートの影響を外部化することにより、事業者の経営効率化の成果を明確にし、経済情勢の変化をできる限り迅速に料金に反映し、同時に、事業者の経営環境の安定を図り、為替変動による差益を消費者に還元することを目的とし、1996年に導入。
- 本制度に基づき、現状、経過措置料金については、全国平均の輸入燃料価格(円建て)の変動に応じ、毎月、料金を自動的に調整することとなっている。

電気料金の構成

東京電力管内の標準的な家庭における例(2017年10月分)



- ※使用電力量を260kWh/月と想定。
- ※合計額は、口座振替割引額(54円)を勘案しているため、上記の式の数値は合致しない。

(参考) 燃料費調整単価の決定方法

規制料金における燃料費調整単価は、燃料(原油、LNG、石炭)の価格の加重平均値を基に、当該事業者の火力発電の燃料構成比等を加味した「基準燃料価格」と、毎月の燃料の貿易統計価格である「平均燃料価格」との差に、一定の基準単価を乗じて算出される。

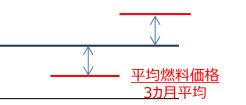
①基準燃料価格~経過措置料金の設定時における、原油、LNG、石炭価格の加重平均値。 当該事業者の火力発電における燃料構成(※)比を加味して算出。

※実際には、LNG、石炭を原油の発熱量に換算し、「熱量」構成比を用いる

(算定式) 基準燃料価格(円/kl) = 原油価格(X円/kl) × α + LNG価格(Y円/t) × β + 石炭価格(Z円/t) × γ 【 α 、 β 、 γ = 換算係数 (熱量構成比×原油換算係数で算出)】

- ②平均燃料価格~毎月の燃料の貿易統計価格の加重平均値(上記α、β、γで加重)のうち、3~5ヶ月前の3カ月平均。
- ③基準単価 ~原油換算価格1,000円/klの価格変動があった際の、1 kWhあたりの変動額 当該事業者の発受電電力量(火力)における燃料消費量(原油換算値)を販売電力量で除して算出。

(イメージ) <u>基準燃料価格</u> 石炭、石油、LNGの加重平均値



平均>基準 = プラス調整

平均 <基準 = マイナス調整

経過措置料金に関連する仕組み① 離島供給、最終保障供給

- 一般送配電事業者には、需要家保護の観点から、①構造的に高コスト構造にならざるを得ない離島の需要家に対して、離島以外の地域と遜色のない料金水準で電気の供給を行う義務が課せられているほか、経過措置料金撤廃以降は、現在措置されている特別高圧・高圧に加え、低圧需要家に対しても、②誰からも電気の供給を受けられない需要家に対する最終的な電気の供給を行う義務が課されている。
- ①、②の料金は、一般送配電事業者がエリア内の小売電気事業者の料金メニュー等を参考に作成・公表することとしている。

<離島供給約款>

◆主要系統に接続しておらず、構造的に供給コストが高くならざるを得ない離島の需要家に対して、エリア内の他の地域と遜色のない料金水準で電気の供給を行うための料金その他の供給条件について定めるもの。

<最終保障供給約款>

◆誰からも電気の供給を受けられない需要家に対する最終的な電気の供給(あくまで緊急避難的な措置)を行うための料金その他の供給条件について定めるもの。

- ●一般送配電事業者がエリア内の小売電気事業者の料金メニュー等を参考に作成・公表。
- ●届出を受けた国(経済産業大臣)は精査を行い、料金水準が著しく不適切な場合等必要に応じて変更命令を発動。
- ●国は精査に必要な情報について、必要に応じて電気事業者に対する報告徴収等を活用して取得。 また、継続的に小売電気事業者の料金メニュー・供給量等を把握し、約款の適正性を確認。

経過措置料金に関連する仕組み② 常時バックアップ

常時バックアップとは、新規参入者(新電力)の電源調達手段の1つとして、大手電力(旧一般電気事業者)が新電力に対して一定の条件の下に行う卸供給であり、その料金水準は、経過措置料金の原価に基づき設定されている。

常時バックアップ(BU)について

第6回基本政策小委資料(2016.5.25)

- 常時バックアップとは、「適正な電力取引についての指針」に基づき、旧一般電気事業者が新規参入者に対して、継続的に電力の卸供給を行うことを指す。
- 2000年の部分自由化にあわせて導入され、新規参入者の主要な電源調達手段となっているものの、卸電力市場が未発達な状況における過渡的措置と位置づけられており、将来、卸電力取引が機能した場合には廃止することが望ましいとされている。



<常時BUの仕組み>

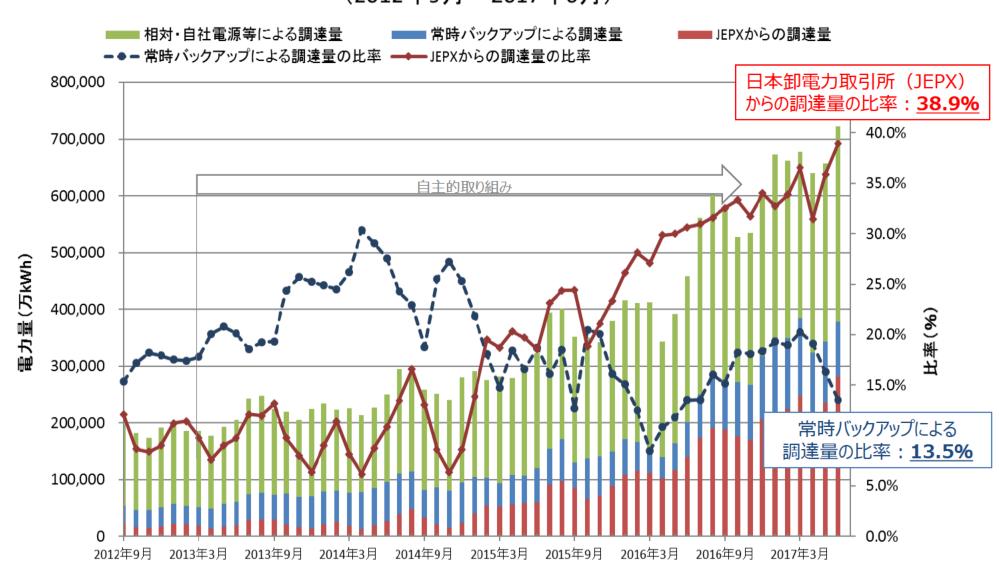
- 供給可能範囲:新規参入者の需要拡大量の一定割合(特高・高圧:3割、低圧:1割)
- 料金体系:ベース電源代替として活用できるよう、基本料金と従量料金を設定
 - (詳細な料金設定は事業者間の契約に委ねられている。)
- 必要な手続き:旧一般電気事業者との契約に基づく期限(広域機関への計画提出期限である前日

12時に間に合う期限)までに、必要量を申請

(参考) 常時 B U の利用状況

新電力の電力調達の状況

(2012年9月~2017年6月)



経過措置料金の撤廃を想定した検討課題例

今後、経過措置料金撤廃に向けて、例えば以下の課題について検討を行っていく必要があるのでないか。

大臣指定の基準

経過措置料金撤廃に際し、どのような判断基準で、需要家保護のために経過措置料金を 存続する地域を指定することとするか。

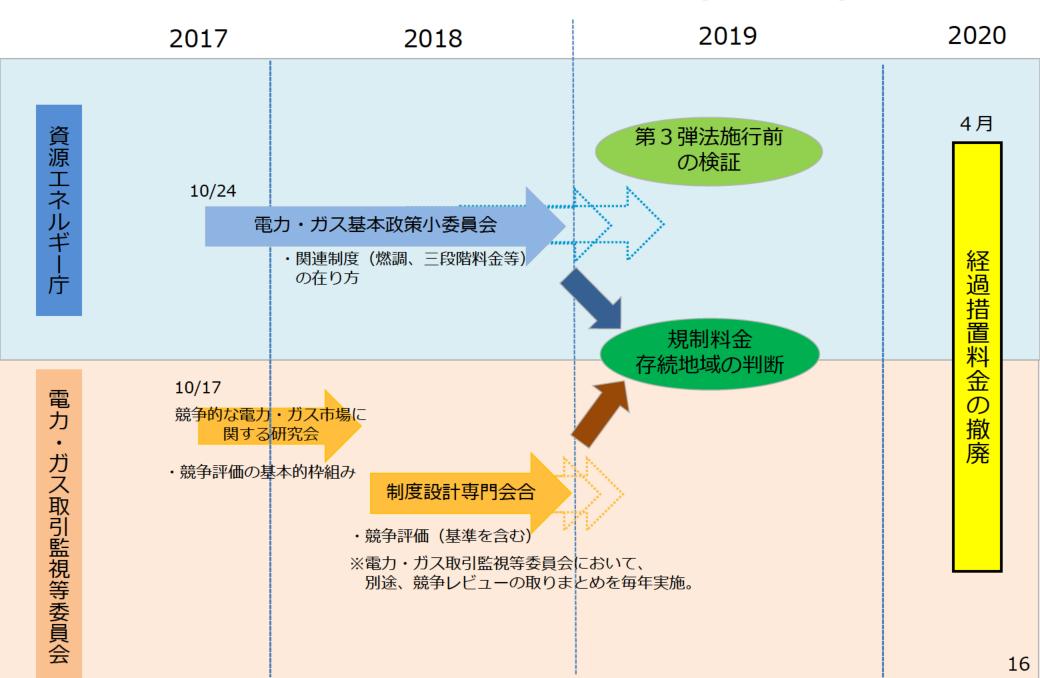
● 撤廃に向けた実務的手続

経過措置料金撤廃に際し、大手電力(旧一般電気事業者)においてどのような実務的手続(システム対応、需要家説明等)が必要であり、そのためにどの程度の期間が必要となるか。また、需要家が自由料金を選択しなかった場合の取扱いについて、どのように考えるか。

- 経過措置料金に由来する制度の在り方 経過措置料金に由来する三段階料金及び燃料費調整等について、導入当時とその後の 環境変化を踏まえつつ、経過措置料金撤廃後の在り方をどのように考えるか。
- 経過措置料金に関連する仕組みの在り方

経過措置料金に関連した離島供給・最終保障供給や常時バックアップ等の料金設定について、経過措置料金撤廃後の在り方をどのように考えるか。

経過措置料金撤廃に向けた検討スケジュール(イメージ)



2. 燃料費調整制度の現状と課題

背景·問題意識

- 燃料費調整制度は、事業者の効率化努力の及ばない燃料価格や為替レートの影響を 迅速に料金に反映することにより、為替差益の消費者還元と事業者の経営環境の安定 を目的として、1996年に導入された。
- その後、電力自由化が段階的に進められる中にあっても、燃料価格や為替レートの変動 を迅速かつ中立的に料金に反映する仕組みとして機能してきた。
- 昨年4月の小売全面自由化以降、多様な料金メニューの提供による新たな競争が進む一方、料金比較の基準となる大手電力の経過措置料金に燃料費調整があるため、新電力各社は必ずしも自社の電源構成と整合しない、大手電力と同一の燃料費調整を料金メニューに適用することが一般化している。
- 自由な競争下において、燃料費調整は、経済情勢の変化をできる限り迅速に料金に反映して欲しいというニーズに応えるものであるが、必ずしも実態と整合しない燃料費調整が一般化し、かつ、需要家に選択の余地がほとんどなくなっているとすれば、電力自由化の趣旨に反することともなりかねない。
- 本日は、燃料費調整制度を取り巻く現状を踏まえ、多様な料金メニューの提供を可能とするためにどのような環境整備を図るべきか、また、経過措置料金撤廃後の燃料価格変動リスクの取り方をどのように考えるべきか、御議論いただく。

燃料費調整制度の変遷

- 2008年までの燃料費調整制度は、2四半期前の貿易統計における石炭・石油・LNGの輸入価格(燃料価格)の平均値に基づき、四半期ごとに、料金を自動的に調整する仕組みとなっていた(例えば、1~3月の燃料価格は同年7~9月の電気料金に反映)。
- 2008年の燃料価格の大幅かつ急激な変動等、電気事業を取り巻く状況変化を踏まえ、 燃料価格の変動をより迅速に料金に反映させるとともに、料金変動を平準化するため、 2009年に制度改正が行われた。

料金反映イメージ

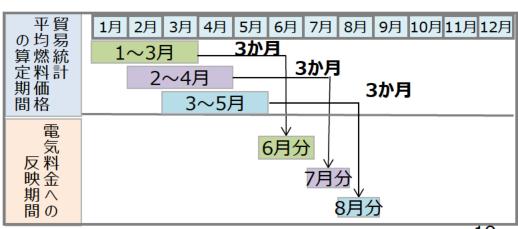
改正前(~2008年)

- ・四半期毎の平均燃料価格を、2四半期後に反映。
- ・燃料価格の大幅上昇時の影響を和らげるため、自動調整 される料金の幅に一定の上限。 (基準時点の+50%、下限値 設定なし)
- ・価格変動が±5%以内の場合は、調整を行わない。(非調整バンド)

平貿 の均易 算燃統 定料計 期価 間格 1 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月11月12月 2四半期後 2四半期後 4~6月 7~9月分 10~12月分

改正後(2009年~)

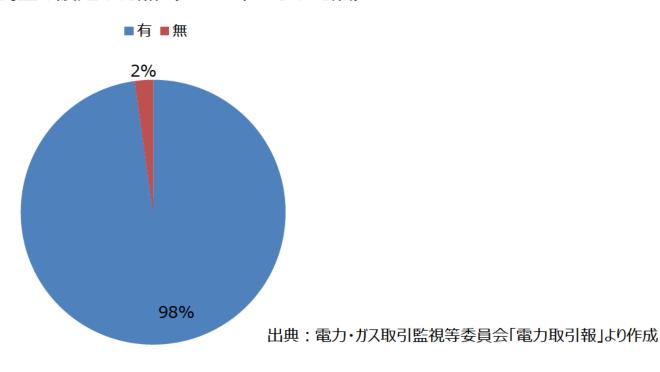
- ・料金反映までの期間を1ヶ月短縮し最短である中2ヶ月 にし、3ヶ月分の平均燃料価格を毎月反映する仕組みに。
- ・上限値の設定は引き続き維持。
- ・±5%以内の非調整バンドは廃止。



燃料費調整の設定状況

- 現状、大手電力(旧一般電気事業者)はもとより、新電力においても、ほとんどすべての自由料金メニューに燃料費調整が設定されている(調査対象料金メニュー579件のうち約98%)。
- 燃料費調整「有」としたメニューの多くが、料金比較の容易さの観点等から、販売するエリアの大手電力(旧一般電気事業者)が設定している燃料費調整単価を用いている。

燃料費調整の設定の有無(2017年3月末時点)



(参考) 燃料費調整を設けない新たな料金メニュー

● 近時、燃料費調整とは異なる独自の調整項を設ける料金メニューや、そもそも調整項を 設けない固定料金メニューも提供され始めている。

事業者	調整項	概要
新電力X	調達価格	過去3ヶ月の仕入価格を開示し、その実績をもとに、仕入基準値より安くなった場合には、請求月の電気代から割引
新電力Y	市場価格	従量料金単価が日本卸電力取引所における約定価格に連動して毎月変動 ※法人向け
WIFESSSI	なし(固定単価)	あらかじめ決められた契約期間中(1~3年)、基本料金単価および従量料金単価を固定 ※法人向け
(参考)諸外国の例	なし(固定単価)	一定の期間(四半期、半期、1~3年等)、従量単価を固定し、 一定期間終了後時点の燃料価格に併せて料金改定

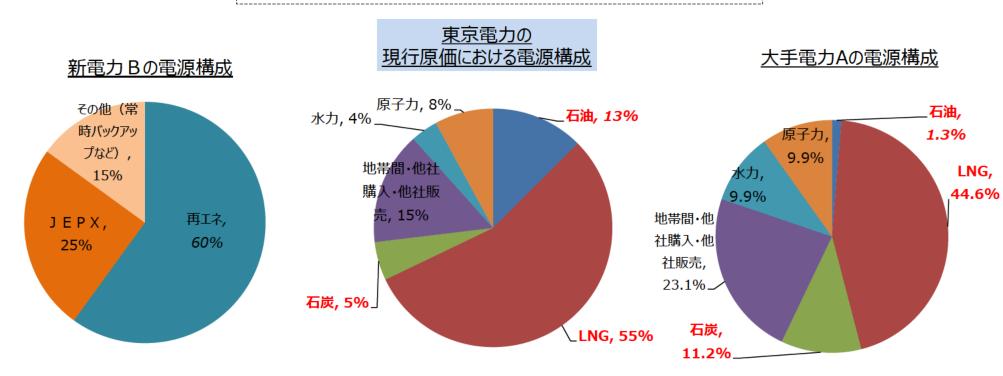
◎需要家側から、契約期間中の電力量単価を固定化する仕様書を定める事例もある。

出典:各社ホームページ

燃料費調整の課題① 電源構成との乖離

現状、自らの供給区域外で供給する大手電力(旧一般電気事業者)や、非化石電源の調達の多い新電力が、供給エリアの大手電力の燃料費調整額を用いるなど、実際の電源構成と乖離した料金調整が一般化している。

例:東京電力の燃料費調整額(260kWh/月の場合) 2017年9月 - 754円 (単価 1kWhにつき-2.90円) 10月 - 759円 (単価 1kWhにつき-2.92円)



⇒電源構成は異なるものの、大手電力A、新電力 Bともに、 東京電力の燃料費調整額を用いることとしている。

燃料費調整の課題② 大手電力の料金改定に伴う料金変動

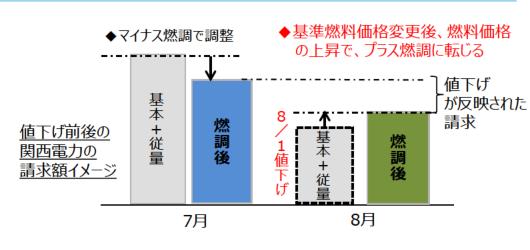
関西電力においては、本年8月の料金値下げに際し、基準燃料価格変更後に燃料価格が上昇したため、それまでマイナス基調であった燃料費調整単価がプラスに転じたが、関西電力管内で電気を供給する新電力の中には、契約に基づき、機械的に関西電力の燃料費調整単価を適用した結果、実質値上げとなる例が生じている。

8月1日関西電力値下げ以降に報告された、 燃料費調整制度の運用に関する事例

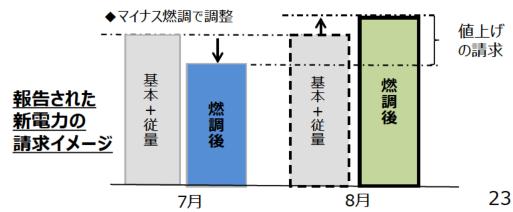
需要 区分	契約先	内容
高圧	大手新電力 ※複数の新電 力において同様 の事例あり	「需要場所を管内とする旧一般電気事業者が定める電気供給条件による」との契約に基づき、本年8月以降、関西電力の基準燃料価格変更後の燃調を用いている結果、実質値上げとなっている。



※原則、料金改定時にゼロにリセットされるが、省令に基づき、基準価格算定には $2\sim4$ 月 のC I F価格を用い、平均価格算定には $3\sim5$ 月のC I F価格を用いたため、調整が生じたもの。

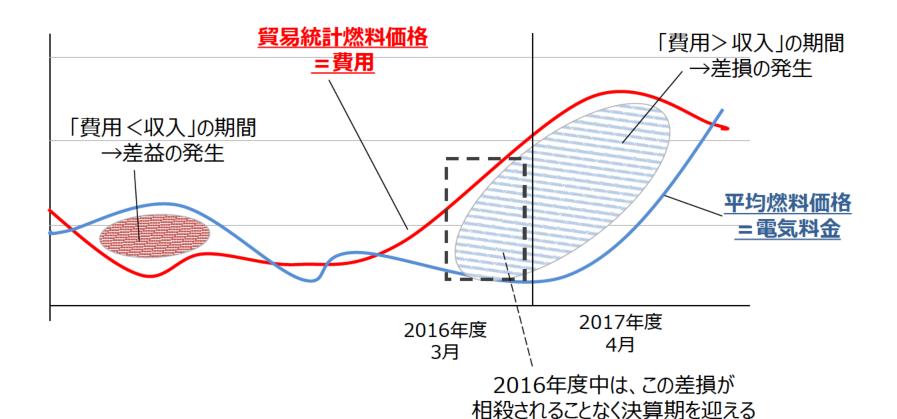






(参考)燃料費調整の副次的効果(期ずれ影響(タイムラグ))

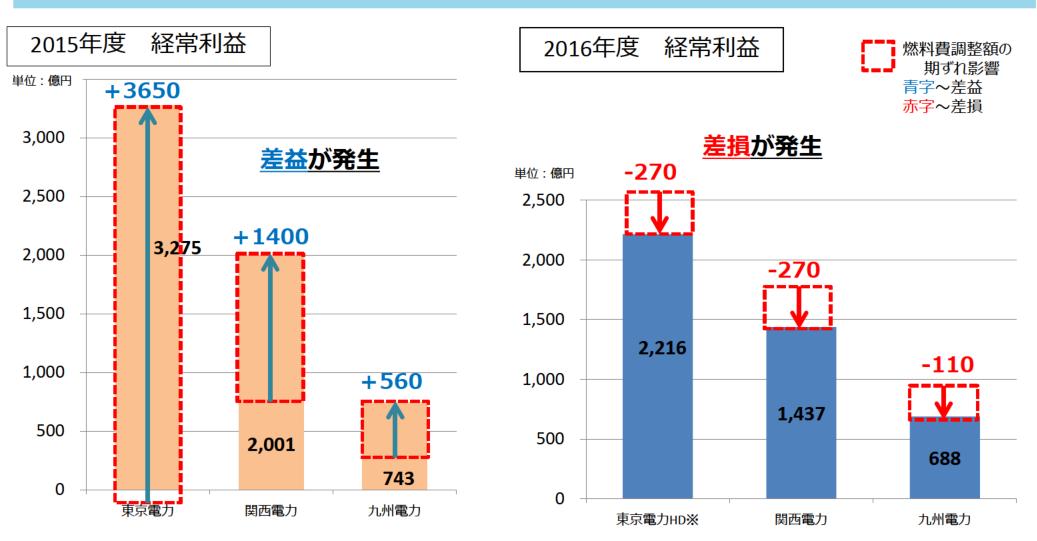
- 燃料費調整制度の下では、燃料費の変動が電気料金に反映されるまでに最短でも3ヶ月のタイムラグが生じる。
- 長期で見れば、燃料費と燃料費調整額収入の収支影響は相殺されるが、事業年度を跨ぐ燃料価格変動(費用)は、翌事業年度の電気料金(収入)に反映されるため、財務会計上、燃料費調整額の期ずれ影響(利益または損失)が生じることがある。



→収支悪化要因に

(参考) 燃料費調整額の期ずれ影響額

2015年度は、燃料価格が下がり局面で燃料費調整額の期ずれ差益が発生した一方、 2016年度は反対に、燃料価格の上がり局面を迎え、期ずれ差損が発生している。



2015年度は燃料価格が<u>急落したため差益が大きく出る</u>構図となり、2016年度は<u>緩やかに</u> <u>上昇したため差損が小さく出た</u>点に留意。長期で見ればこれらの収支影響は相殺される。

※東京電力HDは、旧東京電力の4子会社の連結値 出典:各社決算資料、ヒアリングを基に事務局作成

論点

- 本来、自由に料金設定できる自由化分野において、経過措置として存続している規制料金に組み込まれた燃料費調整が一般化していることについて、どのように考えるか。
- 燃料価格の変動リスクを回避したい需要家において、どのようなリスク回避手法があるか。ex. 固定料金契約、燃料デリバティブの活用
- 小売事業者において、燃料価格の変動リスクを需要家に転嫁しない場合、どのようなリスク回避手法があるか。

ex.電力先渡・先物の活用、燃料デリバティブの活用

現行の経過措置料金が将来的に撤廃されることを見据えた場合、今後の燃料価格変動のリスクの取り方について、どのように考えるべきか。

経過措置料金撤廃後

